

平成30年度 渡航費支援事業 実施要綱

制定日：平成30年8月15日

(趣旨)

第1条 本要綱は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下、「OCVB」という。）が、語学人材（高度外国人材含む。以下、「語学人材」という。）の確保に関する求人活動を行う沖縄県内観光関連事業者へ助成金を交付する平成30年度渡航費支援事業（以下、「当事業」という。）を行うにあたり、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 当事業は、外国人観光客の受入体制強化による満足度向上を目指し、語学人材の確保を図ることを目的とする。

(事務取扱者)

第3条 当事業は、沖縄県とOCVB受入事業部受入推進課が所管し、OCVBが事務を取り扱う。
2 当事業を実施するに当たり生じた問題については、日本国で定める法律を適用する。

(助成対象期間)

第4条 当事業の助成対象期間は、平成30年10月22日（沖縄出発日）から平成31年2月2日（沖縄帰着日）までとする。
2 助成予定総額が予算額を超過する場合には、助成対象期間内であっても受付を終了する。

(助成対象事業者)

第5条 当事業の助成対象となる事業者（以下、「助成対象事業者」という。）は、沖縄県とOCVBが目指す「世界水準の観光リゾート地形成」に向けて外国人観光客の受入体制整備を積極的に行っている沖縄県内に事業所等を置く次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 宿泊施設
- (2) 観光施設
- (3) 飲食施設
- (4) 旅行事業者
- (5) レンタカー・交通機関関連事業者
- (6) ウェディング事業者
- (7) 旅客ハンドリング事業者

- (8) アクティビティ関連事業者
- (9) 小売事業者
- (10) その他、外国人観光客の受入を行っている民間事業者のうち、OCVBが認める事業者。

(助成条件)

第6条 助成対象事業者が助成を受けることができるのは、次の各号の全てに該当する場合のみとする。

- (1) OCVBが別途公募する、「平成30年度県外・海外における沖縄観光産業就職相談会」への出展による求人活動（以下、「求人活動」という。）であること。
 - (2) 求職者の勤務地が沖縄県内であること。
 - (3) 求人活動の行程が、沖縄県内発着であること。
 - (4) 当事業の実施において日本語での対応が可能であること。
 - (5) 当事業での就職相談会にて応募があった人材の採用選考状況、また内定となった場合の就業開始状を適宜OCVBへ報告できること。
 - (6) 求人活動を行う者が助成対象事業者に所属していること。
 - (7) 外国人の雇用にあたり、在留資格の申請にかかる諸手続き及び費用負担ができること。
- 2 助成金振込口座は、助成対象事業者名義又は請求の権限を委任した事業者名義の金融機関口座で、日本円で振込ができるものとする。
- 3 当事業による助成は、第4条で定める助成対象期間内において1社につき2回までとする。

(助成対象経費)

第7条 助成対象となる経費は、求人活動を行った助成対象事業者が要した費用のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 以下に掲げる国際線及び国内線航空運賃。ただし、燃油特別付加運賃（燃油サーチャージ）、航空保険特別料金、空港税等は助成対象とするが、海外での求人活動に係る空港施設使用料は助成対象外とする。
 - ① フルキャリア及びミドルキャリアを利用する場合、エコノミークラスの往復運賃を上限とし、エコノミークラス以外を利用した場合は、理由書の提出を必要とする。
 - ② LCCを利用する場合は、フルキャリアの普通運賃に一般に附帯するサービス（手荷物預け、座席指定等）に係る経費を含む運賃を上限とする。
 - (2) 船舶運賃
 - (3) 2泊以内の宿泊施設利用料金。ただし、別表の地域ごとに定める額を上限とする。
- 2 為替基準は、日本銀行「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」を採用し、経費の額は、航空運賃、宿泊施設利用料金の領収書が発行された月を「適用月」に充てて算出する。

- 3 航空運賃、船舶運賃、宿泊施設利用料金の領収書の写しが提出できない場合は、助成することはできない。

(助成額)

第8条 当事業による1名あたりの助成額は、第7条で定める助成対象経費を合計した額の2/3又は上限3万円のうちどちらか低い方とする。また、助成対象者は1回の出展に際し1社2名までとする。

(申請書類の提出)

第9条 助成対象事業者は、求人活動実施予定日の10日前までに、次の各号に掲げる書類(以下、「申請書類」という。)をOCVBに提出すること。なお、期限内に申請書類の不備が修正されない又は申請書類が提出されない場合、申請書類を受理しない。

- (1) 申請書(様式第1-1号)
- (2) 活動計画表(様式第1-2号)
- (3) 「語学人材の確保」事業実施に係る調査票

(申請の受理)

第10条 OCVBは、申請書類が適切と認められる場合は、受理通知書(様式第2号)をもって助成対象事業者に通知する。

- 2 OCVBが発行した受理通知書は交付予定を示すものであり、記載された金額が助成されるものではない。

(申請の変更)

第11条 申請内容を変更する場合は、求人活動実施予定日の10日前までに変更申請書(様式第3号)により申請すること。

(申請の取下げ)

第12条 受理通知の決定を受けた後、何らかの事情によりやむを得ず申請を取り下げる場合は、申請取下書(様式第4号)を提出すること。なお、一度取り下げた案件を再度申請することは出来ない。

(実施報告書類の提出)

第13条 助成対象事業者は、就職相談会開催日から起算して20日以内、又は平成31年2月14日のいずれか早い日までに次の各号に掲げる書類(以下、「実施報告書類」という。)を提出すること。なお、期限内に実施報告書類の不備が修正されない又は実施報告書類が提出されない場合、助成金を交付しないことがある。

- (1) 実施報告書（様式第5-1号）
 - (2) 活動報告書（様式第5-2号）
 - (3) 航空運賃（船舶運賃含む）及び宿泊施設利用料金が確認できる領収書（明細書含む）、運賃に係る搭乗券半券又は搭乗証明書の写しをA4版（縦）白紙に貼付したもの。
 - (4) 助成対象者が、当該就職相談会で求人活動を行ったことが分かる写真をA4版（縦）白紙に複数枚貼付したもの。
- 2 実施報告書類は、電子メールにて仮提出することができる。

（交付の決定）

第14条 OCVBは、提出された実施報告書類が第6条の条件を満たしているか審査し、助成交付金額を決定する。

- 2 OCVBは、助成が適切と判断したものについて、交付決定通知書（様式第6号）をもって助成対象事業者に交付金額を通知する。
- 3 第7条第1項の各号に掲げる費用において、原則役務が国内である場合は課税、国外である場合は不課税とし助成金を交付する。
- 4 OCVBは、助成が適切でないと判断したものについては、助成金の一部又は全部を交付しない。

（助成金の請求及び支払い）

第15条 助成対象事業者は、交付決定通知書に記載された提出期限までに、請求書（様式第7号）に交付額を記入し、OCVBに提出すること。

- 2 OCVBは、第6条第2項に基づき、助成対象事業者が指定した金融機関口座へ円建てで振り込むことにより行うものとする。なお、振込手数料はOCVBの負担とする。

（書類の管理）

第16条 助成の交付を受けた事業者は、助成金にかかる経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理の下に平成31年4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

（交付の取消し及び返還）

第17条 OCVBは、助成対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき、又は助成金申請書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) OCVBが助成対象事業者に対し、当事業に係る調査を行ったときに、調査に協力しない、又は調査した内容と申請内容に違いがみられたとき。

(免責事項)

第18条 当事業の履行において、事業者間で発生した問題に対し、OCVBは一切関与しない。

(その他)

第19条 本要綱に定めのない事項については、沖縄県とOCVBが協議して決定する。

(附則)

この要綱は、平成30年8月15日から制定する。

別表：沖縄県の規定に基づく地域ごとの宿泊施設利用額（一部抜粋）

【国内】

都道府県、地域（例示）		地域ごとに定める額 （1泊あたり）
甲	東京都（特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市）	10,900円

【海外】

国/地域（例示）		地域ごとに定める額 （1泊あたり）
乙	韓国、台湾	12,900円

※ 注意事項

- ・上記の額は、宿泊費の上限額となる。
- ・上記に記載のない地域については、OCVBへ問い合わせること。